

公立大学法人周南公立大学中期目標の変更について

下記のとおり公立大学法人周南公立大学中期目標を令和6年4月1日から変更することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第3項の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年2月28日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

公立大学法人周南公立大学中期目標の一部を次のように変更する。

第6 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 2 情報公開の推進に関する目標中「や年度計画」を削る。

(参 考)

公立大学法人周南公立大学中期目標新旧対照表

現行	変更案
<p>第6 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報公開の推進に関する目標</p> <p>大学運営の透明性を確保するため、<u>中期計画</u>や<u>年度計画</u>、財務諸表及び自己点検・評価結果など法令により公表が義務付けられている事項はもとより、教育研究活動や地域貢献活動などについて、様々な媒体を活用し、積極的かつ速やかな情報公開を行う。</p>	<p>第6 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報公開の推進に関する目標</p> <p>大学運営の透明性を確保するため、中期計画、財務諸表及び自己点検・評価結果など法令により公表が義務付けられている事項はもとより、教育研究活動や地域貢献活動などについて、様々な媒体を活用し、積極的かつ速やかな情報公開を行う。</p>